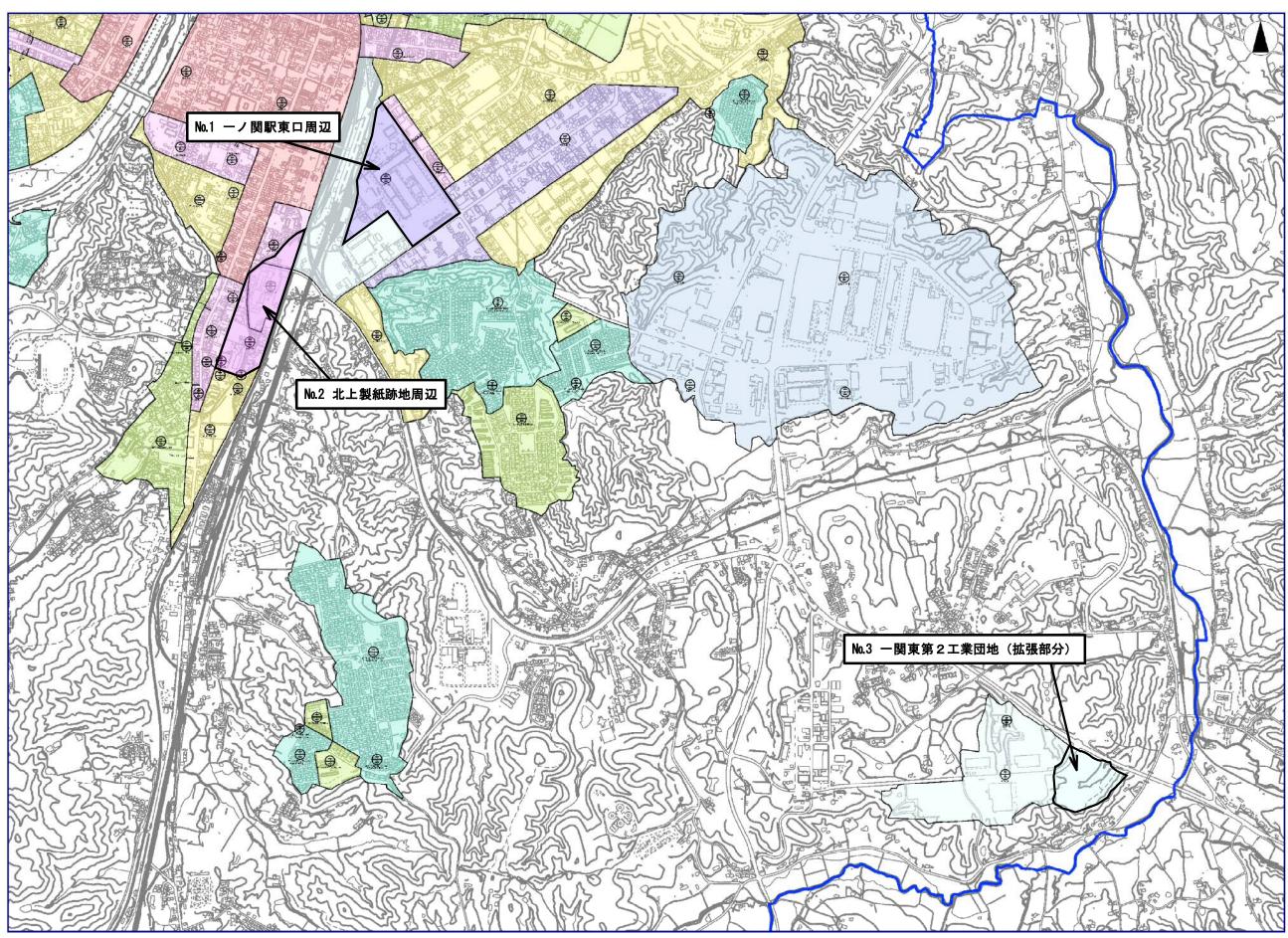
都市計画用途地域の見直し案について

	o. エリア	一関市都市計画マ	用途	选 地域	見直し理由	
"		分野別構想	地区別構想	見直し前	見直し後	見直し垤田
	一ノ関駅東口周辺	商業・業務地の方針(抜粋) ・市の中心市街地である一関地域の商業地については、本市の顔として、また、岩手県南・宮城県北の生活・活動中心地としての役割・位置づけが大きいことから、その機能の充実を図るべく、商業・業務管理、サービス機能、その他の都市機の強化に努め、街なかへの人の誘導を図ります。 ・特に一ノ関駅周辺地域における東西地区の回遊性の確保や駅周辺の整備による商業業務機能の強によの複合化や再配置など、機能が集のされた利便性の高い中心市街地の形	一関東部地区(抜粋) ・一関東工業団地、一関流通団地や既存大規模工場の立地する地区は、ものづくり産業の拠点地区として位置づけ、企業活動を円滑にする環境の整備を促進し、機能の強化を図ります。 ・企業ニーズに柔軟に対応し、工業拠点の更なる強化に向け、滝沢地区を企業ニーズに応じて新たなるものづくり産業拠点の形成を検討するゾーンと位置づけ、道路網をはじめとする企業活動を円滑にする環境の整備を検討するとともに、無秩序な土地利用の進行や周辺の農業環境及び自然環境の悪化を招かないよう、適切な土地利用コントロールの対応を検討します。	工業地域 建ペイ率 60% 容積率 200%	準工業地域 建ペイ率 60% 容積率 400%	【用途地域】 工場の撤退があったため、工業地域に特化する必要が無くなったこと。 将来、駅前周辺の利便性を活かした産業用地を目指す地区。 幅広く雇用創出できる多種多様な用途での活用が可能となる地区 へ変更するため、準工業地域へ変更する。 駅東地区の土地の高度化を図るため容積率も2倍の400%に変更する。
	北上製紙跡地周辺	成を図ります。 工業地の方針(抜粋) ・産業集積が進む北上川流域地域等の連携を図るための重要な位置にある市の持つ優位性を生かし、広域的な連携を進めるとともに、これからの地域経済発展のため、成長産業である自動車・半導体関連企業や将来性を見通した環境・エネルギー・情報関連企業、研究開発部門などの立地を視野に入れた、活力ある産業が展開される産業拠点の形成を図ります。 ・準工業地域は、「主として環境悪化	ー関西部地区 北上製紙跡地周辺は本文に明記無し 一関西部地区構想図のみ変更 北上製紙跡地を、工業・流通ゾーンから近隣 商業ゾーンへ変更	工業専用地域 建ペイ率 60% 容積率 200% 工業地域 建ペイ率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建ペイ率 80% 容積率 200%	【都市計画マスタープラン】 北上製紙跡地周辺は、JRーノ関駅の周辺であり幹線道路(国道284号)の隣接地という広域交通拠点としての立地特性を有しているが、工場閉鎖(平成30年7月31日)後は工場立地の意向は無く、好立地条件にも関わらず土地利用が無い空洞化の状況が続いているため、土地利用を図りやすいよう、規制緩和を行う。 北上製紙跡地周辺には住居系の用途地域もあることから、隣接する用途地域との間で土地利用の極度な差異が生じないようにし、雇用の場の確保や、一ノ関駅周辺地域の交流の場にふさわしい近隣商業拠点の形成を図るため、一関西部地区構想図の一部を工業・流通ゾーンから近隣商業ゾーンに変更し、雇用が生まれる産業の適切な誘導を行う。 【用途地域】 近隣地区の用途との調和を図り、同一の用途である近隣商業地域に変更する。
	一関東第2 3 工業団地(拡 張部分)	をもたらすおそれのない工業の利便性を増進するため定める地域」ですが、多様な用途が許容されているため、 <u>想定していない土地利用</u> により都市構造に大きな影響を与える可能性があることから、本来の主旨を	ー関東部地区 No.1に同じ 一関東部地区構想図のみ変更 一関東第2工業団地(拡張部分)を、自然環境との調和を図るゾーンから工業・流通ゾーンへ変更	無指定	工業地域 建ペイ率 60% 容積率 200%	【都市計画マスタープラン】 一関東第二工業団地への企業進出が進み、隣接する土地への工業団地の造成が必要となり、工業地域を連続させ一体とした土地利用とするため、企業誘致による工場用地として適切な誘導を行うため、一関東部地区構想図の一部を自然環境との調和を図るゾーンから、工業・流通業務ゾーンに変更し、雇用が生まれる産業の適切な誘導を行う。 【用途地域】 新たな時代に対応できる工業の振興と企業立地しやすい環境整備を図り、新たな雇用を生み出す。 工場と近隣の住環境を明確に区分けする工業地域を指定する。

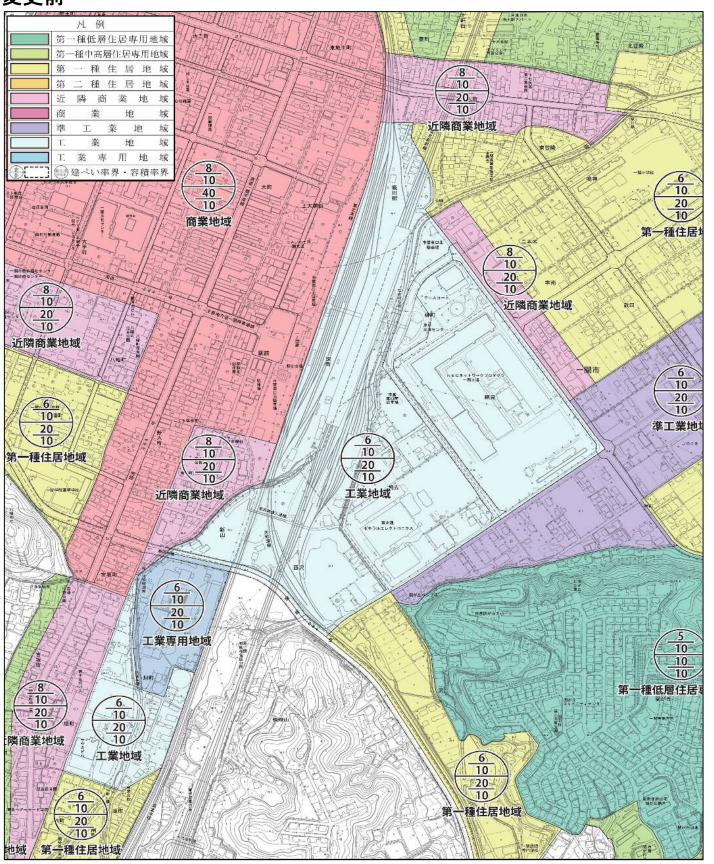
用途地域見直し案 (総括図)



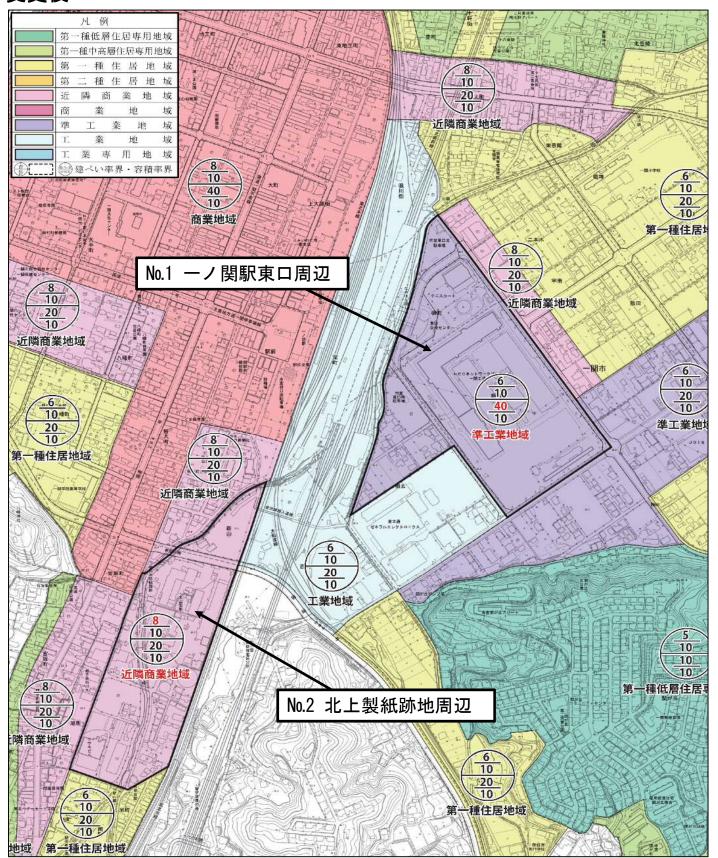
※敷地の境界、その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

用途地域の見直し案 (No.1 一ノ関駅東口周辺及びNo.2 北上製紙跡地周辺)

変更前

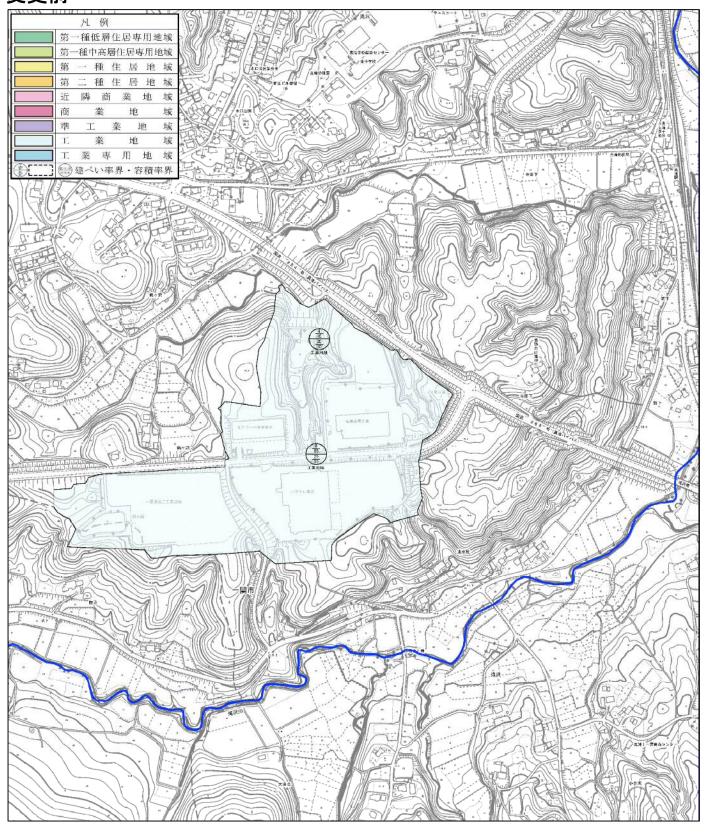


変更後

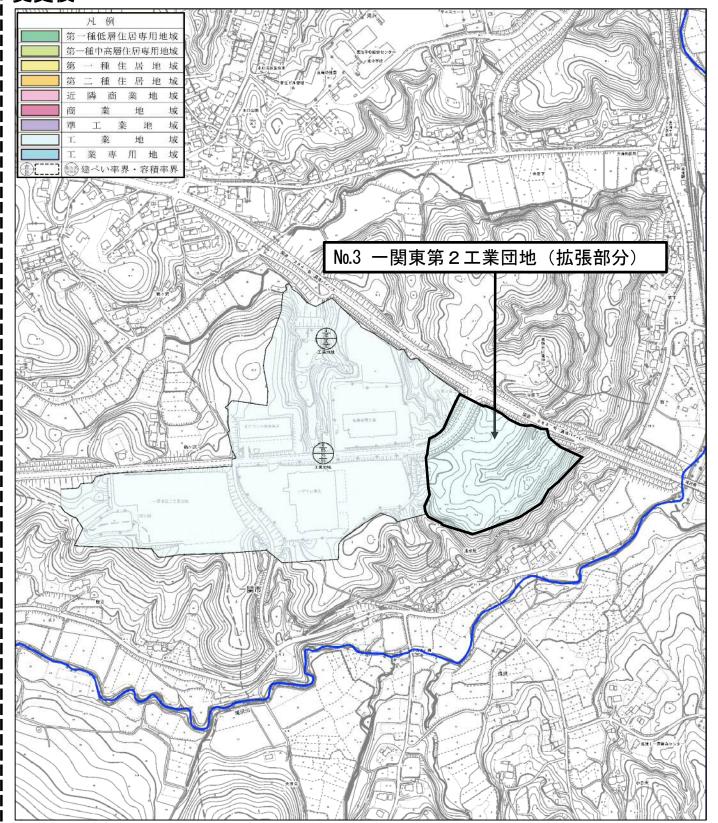


用途地域の見直し案 (No.3 一関東第2工業団地 (拡張部分))

変更前



変更後



一関市の都市計画について 建築物の用途制限



市町村が、地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。

┃よる全国一律的な用途の制限を修正するものです。

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限が行われます。

	22 100	- Parks	26	ONLY .	第	第	第	進	26	100	徳			_ =	i		
		第一種	第二	第一	二種	ж —	20	4	M	989	#	i	_	市渝街地			
用途地域内の建築物の用途制限			種低	種中	建中			住	隣		I		業	化域			
建てられる用途		低層	III.	高層	高層	種	種		商	莱		*	専	調の整指	1000		
建てられ	h.ない用途	住居	住居	佳	住	住	住	居	*		業	٠	用	区定	備考		
①、②、③、④、▲ 面積、阿	踏数等の制限 あり	中	中	居專	居専	居	居	地	- 360	地	地	地	113	域がをな			
Or er er or - marri	Bac 4 or silk to 7	用地	用地	用地	用地	地	地	ALES:	地		HE		地	除いく地			
		域	域	域	域	域	域	域	塡	蜞	域	域	域	∵城			
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C		0			
東周住宅で、非住宅部分の床面積が50mi以下かつ建築物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	非住宅部分の用途制限あり		
店舗等の床面積が 150㎡以下の 店舗等の床面積が 150㎡を超え			1	2	(3)	0	0	0	0	0	0 0	0	(4) (4)	0	① 日用品販売店舗、喫茶店、埋壁店及び 建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以		
店 店舗等の床面積が 500㎡を超え				(C)	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0	下,		
簡 生体学の生主味が 500ペナガニ					(3)	0	0	0	0	0	0	C	(4)	0	(2) ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等		
等 店舗等の床面積が3,000mを超え						_	0	0	0	0	0	C	4	0	のサービス業店舗のみ。2階以下。 ② 2階以下		
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの								Ĭ	o	o	0	Ŭ	9	_	(4) 物品販売店舗、飲食店を除く。		
事務所等の床面積が 150㎡以下					•	0	0	0	O	Õ	0	o	0	0			
事 事務所等の床面積が 150㎡を超					_	0	0	0	o	o	0	C	o	0			
* ・ 本務証等の庄面積が 500㎡を超え 1 500㎡以下のまの					•	0	0	0	0	0	0	O	0	0	▲ 2階以下		
所 事務所等の床面積が1,500㎡を超	え、3,000㎡以下のもの					0	0	0	0	0	0	C	0	0			
事務所等の床面積が3,000㎡を超	lえるもの						0	0	0	0	0	О	0	0			
ホテル、旅館						•	0	0	0	0	0			0	▲ 3,000㎡以下		
遊 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴル 酸	フ練習場、パッティング練習場等					•	0	0	0	0	0	C		0	▲ 3,000㎡以下		
施 カラオケボックス等	。 動力ラオケポックス等						•	•	0	0	0	•	•	•	▲ 10,000㎡以下		
放 麻雀屋、ばちんこ屋、射的場、	馬券・車券発売所等						•	•	0	0	0	Δ		•	▲ 10,000㎡以下		
型 劇場、映画館、演芸場、観覧場								1	0	0	0			(2)	① 客席200㎡未満、10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下		
た キャパレー、ダンスホール等、個室付浴場等										0	_			0	▲ 個室付浴場等を除く		
幼稚園、小学校、中学校、高等等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0			
公 大学、高等専門学校、専修学校等	#			0	0	0	0	0	0	0	0			0			
共 図書館等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	О		0			
心 設 巡査派出所、一定規模以下の郵便	更局等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0			
神社, 寺院, 教会等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0			
病院				0	0	0	0	0	0	0	0	-		0			
公衆浴場、診療所、保育所等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	О	0	0			
学 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O		0			
等 老人福祉センター、児童厚生施設	设等	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	О	0	0	▲ 600㎡以下		
自動車教習所						•	0	0	0	0	0	С	0	0	▲ 3,000㎡以下		
単独車庫(附属車庫を除く)				•	•	•	•	0	0	0	0	С	0	0	▲ 300㎡以下 2階以下		
建築物附属自動車車庫		1	1	2	(2)	(3)	(3)	0	0	0	0	O	0	0	(f) 600m以下 1階以下 (2) 3,000m以下 2階以下		
①2億については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限				<u>*</u> -	団地	の敷	地内	につ			制限	700	li Taza		③ 2階以下		
倉庫業倉庫								0	0	0	0	0	0	0			
工 畜舎 (15㎡を超えるもの) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、	洋照体 愚屈 独身					^	0	0	0	0	0	С	0	0	▲ 3,000㎡以下		
景屋、自転車店等で作業場の面積が50㎡以下			•	•	•	0	0	0	0	0	0	О	0	0	原動機の制限あり、▲2階以下		
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						1	1	1	(2)	2	0	О	0	0	原動機・作業内容の制限あり		
危険性や環境を悪化させるおそれ	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								2	2	0	С	0	0	作業場の床面積		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										0	С	0	0	① 50㎡以下 ② 150㎡以下		
庫 危険性が大きいか又は著しく環境を要	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											О	0	0			
自動車修理工場						1	1	2	3	3	0	О	0	0	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の割服あり		
	量が非常に少ない施設				1	(2)	0	0	0	0	0	С	0	0			
火薬、石油類、ガスなどの危険	量が少ない施設								0	0	0	О	0	0	① 1,500㎡以下 2階以下		
八米、日川が、カハゆこの地域											-	-	-	-	20 n nnn 344 mm		
物の貯蔵・処理の量	量がやや多い施設										0	С	0	0	② 3,000㎡以下		